

香芝市乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

香芝市長 三橋和史

香芝市条例第1号

香芝市乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項の規定により香芝市が実施する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）において、事業を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の保護者が負担する費用（以下「利用者負担金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担金)

第2条 利用乳幼児の保護者は、事業を利用しようとするときは、利用者負担金を支払わなければならない。

2 利用者負担金の額は、利用乳幼児1人につき、1時間当たり300円とする。

(減免)

第3条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担金を減額し、又は免除することができる。

(還付)

第4条 既納の利用者負担金は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。